

第6次玉川村振興計画（後期基本計画）及び玉川村国土強靱化地域計画

策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第6次玉川村振興計画（後期基本計画）及び玉川村国土強靱化地域計画策定支援業務

2. 策定の目的

本村では、第6次玉川村振興計画として、平成28年度から令和7年度を期間とした基本構想を定め、現在、平成28年度から令和元年度を計画期間とした前期基本計画に基づき、将来像の「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”玉川」の実現を目指し、施策展開を行っている。

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、これまでの振興計画に基づく成果を活かすとともに魅力あるまちづくりを進展させ、令和3年度を初年度とする「第6次玉川村振興計画（後期基本計画）」の策定を行うものである。

また、今後想定される巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性（弱い部分）を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができるむらづくりを目指した「玉川村国土強靱化地域計画」を策定するものとする。

計画の策定にあたっては、本村の現状、課題、問題点等を踏まえ、既に示している各種の政策や分野別計画、国・県の関連計画との整合性及び効果的な推進を図り、実効性の高い計画を策定することとする。

3. 委託等の場所 玉川村全域

4. 委託期間 契約締結の日から令和3年3月26日（予定）までとする。

5. 振興計画（後期基本計画）策定の業務内容

（1）基本計画における施策及び事業体系の再構築

基本構想における政策の目標を踏まえ、基本計画ではその実現に向けた手段である主要施策・主要事業を提案し、施策・事業体系の再構築を行い、評価のしやすい計画構造を提案するものとする。

（2）基本計画（施策マネジメントシート）調査の実施

職員参画の一環として、策定した基本構想の施策体系に基づき、基本計画に掲げるべき施策・事業や成果指標を把握するために、関係各課対象の調査による分析を実施する。

シートの設定については、現段階で使用している本村のシートをもとに、基本計画の体系・内容に応じた設定事例等の資料を作成・提供するなど、負担軽減かつ効率的に設定できるようにする。

【調査項目】

- 現状と課題整理
- 基本計画に掲げるべき施策の整理
- 主要事業の整理（実施計画への反映）
- 成果指標設定
- 計画策定後の運用管理・評価

(3) 庁内関連部署ヒアリング調査

庁内関連部署担当者へのヒアリング調査による施策・事業や成果指標の把握分析を行う。また各課調査により、基本計画・実施計画のリンク・関連性の確保と、実際の事業想定や財政的な裏付けに基づく基本計画立案のための調査を行う。

- ①施策マネジメントシート原票の作成
- ②設定事例等の資料作成
- ③庁内関連部署担当者へのヒアリング調査
 - ・回収された各課調査シートの一覧化、取りまとめ
 - ・面談による聞き取り

(4) 重点プロジェクトの素案・最終案の作成

時代潮流や総合戦略など、本村の現況を踏まえ、施策の優先性・重点性・実行性を重視した戦略型の重点プロジェクトを提案するものとする。

(5) 基本計画検討原案・中間案及び最終案の作成

上記のすべての調査・分析結果を総合的に勘案し、基本計画検討原案を策定し、基本計画のたたき台として提案するものとする。

【構成例】

- 基本方向
 - 政策の目指す方向性を簡潔にまとめる。
- 成果指標
 - 政策の到着する目標をまとめる。
- SDGs
 - 2030年までに達成すべき17の目標をまとめる。
- 現況データ等
 - 政策の背景や必要性を物語るデータをまとめる。
- 施策内容
 - 政策の目標達成の手段となる主要施策の方向性と、活動目標をまとめる。

○主要事業

主要施策を具現化するための優先・重要な手段をまとめる。

○協働指針

政策推進に向けた多様な主体の役割、関わる方をまとめる。

○用語解説

村民にわかりやすい、用語解説を記載する。

※上記は構成例とし、今後、事務局や各種審議を経て計画構成を提案するものとする。

(6) パブリックコメントの実施支援

村民参画の一環として、第6次玉川村振興計画（後期基本計画）の庁内案がほぼ確定した段階で、期間をとりホームページを活用したパブリックコメントの実施支援をするものとする。

(7) 計画策定組織の運営に対する支援

「第6次玉川村振興計画（後期基本計画）」策定にあたり、受託者は会議資料の作成を行うとともに、県内や他都道府県における本村類似団体での運営状況等をふまえた助言を行うこととする。

※開催予定の各種会議については以下の通り。

①振興計画策定審議会（職員）5回程度想定

②振興計画審議会 4回程度想定

※その他、庁内での打合せを随時実施、回数は10回程度を想定。

(8) 成果品

①基本計画施策マネジメントシート案

②基本計画施策マネジメントシート調査結果

③重点プロジェクトの素案及び最終案

④基本計画中間案・素案・最終案

⑤会議支援資料

上記電子データ一式及び紙出力 各2部

6. 国土強靱化地域計画策定の業務内容

(1) 基礎資料の収集・整理

本村で想定されている災害等の状況を踏まえ、大規模自然災害等に係る現状と対応施策・事業を把握するためのデータを収集・整理する。

(2) 地域を強靱化する上での目標設定

本村における強靱化を推進する上での目標を設定する。目標は、原則として、基本計画における「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に即し、本村の実

情、自然・社会状況や災害の切迫性等に応じて必要な目標を設定する。

(3) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定

本村の地域状況等を踏まえつつ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するとともに、最悪の事態を回避すべく、施策分野を設定する。

①自然災害の想定

自然災害の想定としては、本村に最も影響を及ぼすと思われる大規模自然災害全般を対象とする。

②リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

基本計画の45の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、上記(1)で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性等の地域の特性を踏まえて、本村における「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

③施策分野の設定

基本計画の施策分野（12の個別施策分野と3の横断的分野）を参考とし、上記②で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、本村の状況に応じて施策分野を設定する。

(4) 脆弱性の分析・評価（プログラムごとの脆弱性の評価）、課題の検討

各プログラム（「起きてはならない最悪の事態」を回避するための様々な施策群）及び施策分野について、必要となる国土強靱化施策を検討するため、上記(2)「地域を強靱化する上での目標設定」、上記(3)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定」に基づき、脆弱性の分析・評価を行う。

当該分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の個別施策分野を軸としたマトリクスによる分析・評価を作成し、プログラムごとの脆弱性の評価結果を取りまとめる。なお、評価に当たっては、以下で作成する「各プログラム推進方針（案）」に記載するKPI（重要業績指標）の現状値を参考にする。

(5) リスクへの対応方策（各プログラム推進方針（案））の検討

上記(4)の脆弱性の評価結果に基づき、各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理する。

各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討するに当たっては、上記(3)で設定した各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が発生する要因を想定した上で、各要因を取り除くための施策を検討する。

(6) 各プログラム推進方針（案）について重点化、優先順位付け

上記2で設定した目標ごとに、各プログラム推進方針（案）を作成するとともに、本村が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、施策の重点化・優先順位付けを行う。なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うに当たっては、影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮する。

(7) 重要業績指標（K P I）の設定

各プログラムの達成度や進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標（K P I）を設定する。

(8) パブリックコメント実施への支援

計画素案について本村が行うパブリックコメントの実施を支援し、事務局と協議の上結果を素案に反映させる修正を行う。

(9) 計画素案の作成及び補正作業

上記業務結果をもとに、玉川村国土強靱化地域計画素案及び計画案を作成する。

(10) 検討会議への運営支援

策定委員会等の検討会議（3回程度を想定）において円滑な会議運営を行うため、資料作成等の支援を行う。なお、会議へは必要に応じオブザーバーとして出席する。

※検討会議については、総合振興計画策定委員会等と合同にて実施する可能性もある。事務局との協議の上、柔軟に対応すること。また、庁内での打合せを随時実施する。打合せ回数は10回程度を想定。

(11) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

① 国土強靱化施策シート

② 国土強靱化地域計画骨子案

③ 国土強靱化地域計画素案及び最終案

④ 上記電子データ一式及び紙出力 各2部

7. その他

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書の明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持作権の帰属

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

(4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(6) 質疑

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、質疑が生じた場合等、事業の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(7) その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のために必要と判断される場合は、その都度、発注者・受注者が協議し決定することとする。